

日向東臼杵広域連合 地球温暖化対策実行計画

平成31年3月
日向東臼杵広域連合

目次

第1章 基本的事項	1
1 計画目的	1
2 基準年度及び計画期間	1
3 対象範囲	1
4 対象とする温室効果ガス	1
第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標	2
1 二酸化炭素の排出状況	2
2 削減目標	2
第3章 取組内容	3
1 日常業務に関する取組みと省資源の推進	3
2 施設等の保守・管理等に関する取組み	4
第4章 計画の推進と点検・評価	5
1 推進体制	5
2 計画の進行管理・公表	5

第1章 基本的事項

1 計画目的

日向東臼杵広域連合（以下「広域連合」という。）では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条に基づき、省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組みを推進し、事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量を削減することを目的に、日向東臼杵広域連合地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）を策定し、取組みを推進していきます。

法第21条(抜粋)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2 基準年度及び計画期間

基準年度は、平成29年度（※活動量が適切に把握できる年度）とし、計画期間を平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

3 対象範囲

実行計画の対象範囲は、広域連合が行うすべての事務及び事業を対象とします。

（施設等一覧）

- | | | |
|---|------------|----------------|
| 1 | 広域連合事務局 | 日向市大字富高2192番地 |
| 2 | 清掃センター | 日向市大字富高2192番地 |
| 3 | 日向地区斎場東郷霊苑 | 日向市東郷町山陰丙619番地 |

4 対象とする温室効果ガス

法で定められた削減対象となる7つの温室効果ガス（二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）を対象として取組みを推進していきます。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1 二酸化炭素の排出状況

平成29年度（基準年度）における温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況

排出要因	使用量	排出量 (kg-CO ₂)	構成比 (%)
電 気	1,850,040kWh	810,317	81.03
ガソリン	596 L	1,383	0.14
灯 油	60,689 L	151,116	15.11
軽 油	532 L	1,373	0.14
A 重 油	13,069 L	35,417	3.54
L Pガス	154m ³	462	0.04
計		1,000,068	100.00

2 削減目標

広域連合は、計画期間中に温室効果ガスのうち二酸化炭素総排出量を、平成29年度を基準として平成35年度までに5%削減することを目指します。

対象とする 温室効果ガス	基準年度排出量 (平成29年度)	削減目標	目標年度排出量 (平成35年度)
二酸化炭素 (CO ₂)	1,000,068kg-CO ₂	△5%	950,065kg-CO ₂

※国が定めた温室効果ガスの削減目標は、2013年度（平成25年度）を基準として、2030年度（平成42年度）までに40%（家庭部門及び業務部門）の削減を目標としている。

日向東臼杵広域連合の2013年度（平成25年度）のCO₂排出量は、1,377,383kg-CO₂であり、2017年度（平成29年度）では既に約27%削減していることから、残る13%を2019～2030年度にかけて削減するために、上記の削減目標とした。

第3章 取組内容

1 日常業務に関する取組みと省資源の推進

実行計画では、職員ひとり一人の環境配慮意識の向上が重要であり、次に示す取組みを励行することが重要です。職員ひとり一人による省エネ活動等を積極的に実践していきます。

(日常業務に関する取組み)

項目	取組内容
空調設備	・適正な温度設定
	・使用期間、使用時間の抑制
	・室温調整のためにブラインド等の効率的な活用
	・定期的な清掃、点検
	・クールビズ・ウォームビズの実施
給排水・給湯	・給湯時間の短縮
	・ポット使用等の抑制（退庁時電源の遮断等）
照明機器	・始業前は、必要最小限の照明
	・昼休みの一斉消灯、残業時の部分点灯
	・計画的な業務執行による時間外勤務の短縮
OA機器	・使用しない機器のコンセントは抜く
	・省エネモードの設定
	・業務終了後、支障のない機器の電源オフ
公用車	・エコドライブの実施
	・カーエアコンの効率的な利用
	・タイヤの空気圧の調整、車両点検等

(省資源の推進)

項目	取組内容
用紙類	・両面コピー、両面印刷、裏面利用の実施
	・縮小印刷を活用
	・文書、資料の共有化、簡略化
	・コピー機使用後のリセット徹底
廃棄物 リサイクル	・不用意なごみの削減
	・ごみの分別、資源化の徹底
	・使い捨て容器等の使用自粛
	・封筒、ファイルなどの再利用促進
	・プリンターのトナーカートリッジの回収とリサイクル
	・適正な在庫管理による物品購入
物品購入	・グリーン購入の推進
	・詰替え可能な製品の購入

2 施設等の保守・管理等に関する取組み

施設等の設備機器の買い替えの際に、温室効果ガス排出量の少ない設備機器に買い替えることが最も大きな効果を発揮しますが、それだけでなく、当該設備機器の運用改善、運転制御や補修・改修工事の際の工夫でも、大きな効果を得ることができます。事務局職員等は次の取組みを推進します。

(施設等の保守・管理に関する取組み)

項目	取組内容
空調設備	・ 適正な温度設定
	・ 使用期間、使用時間の抑制
	・ 定期的な点検、整備及び適正な運転管理
	・ フィルター等の定期的な清掃
照明機器	・ 定期的な保守及び点検
コピー機器	・ 用紙使用量の把握及び管理
その他	・ 正確な使用量の把握及び管理

(施設等の設備・機器の導入、更新に関する取組み)

項目	取組内容
空調設備	・ 省エネ型の空調設備への更新
受変電設備	・ エネルギー損失の少ない変圧器への更新
	・ デマンド制御の導入（ピーク電力の削減）
照明機器	・ 省エネ型の照明機器の導入
	・ L E D照明への更新
建物	・ 省資源、省エネ型の電気、機械設備の導入
	・ 断熱性の高い材料の採用及び構造の整備
その他	・ 施設の更新時等における再生可能エネルギー等の導入について検討
	・ 公用車更新時等における低公害車・低燃費車の導入の検討

第4章 計画の推進と点検・評価

1 推進体制

推進体制（推進責任者、推進員、事務局）を設け、計画の着実な推進と進行の管理を行います。

事務局は全体のエネルギー使用量を把握し、計画の進捗状況の把握を行い、推進責任者において年1回の点検評価を行います。

（推進体制表）

区分		構成	役割
推進責任者		事務局長	計画の策定、見直し 計画の推進・点検
推進員	事務局	総務係長	職員への連絡調整 所属内における計画の周知 計画の推進
	東郷霊苑	業務第1係長	取組状況の管理・点検 エネルギー使用量の把握
	清掃センター	業務第2係長	
事務局		総務係	計画全体の推進 総合的な進行管理

2 計画の進行管理・公表

（1）実行計画の進捗状況の調査・集計

事務局は、毎年度、全体の取組状況や温室効果ガス総排出量等を調査・把握し、進捗状況を集計します。また、推進責任者は総合的な立場で評価を行います。

（2）実行計画の進捗状況の公表

事務局は、実行計画の進捗状況及び直近年度の温室効果ガス排出量について、広域連合のホームページ等により年1回公表します。